

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則	水 環 境 対 策 課
◎ 告 示	
・長崎県知事管理漁獲可能量の変更	漁 業 振 興 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
・公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・道路の区域変更（4件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（6件）	”
・河川堤防と道路との兼用工作物の管理方法についての協議成立	河 川 課
◎ 公 告	
・県営土地改良事業計画の決定	農 村 整 備 課
・港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催（2件）	港 湾 課
・落札者等	会 計 課
◎ 公安委員会規則	
○確認事務の委託に関する事務取扱規則の一部を改正する規則	交 通 指 導 課
◎ 公安委員会告示	
・運転免許取得者等教育の認定	運 転 免 許 管 理 課
・運転免許取得者等検査の認定	”
・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日	会 計 課
・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置及び第5条ただし書に規定する措置	”

## 規 則

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第6号

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年長崎県規則第5号）の一部を次のように改正する。

「

様式第1号中

4 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及び研修の受講状況	営 業 所 名	浄化槽管理士氏名	研修の受講状況
※研修の受講状況については、令和5年4月1日以降は記入必須。			
「研修の受講状況」の欄に、浄化槽管理士ごとに、下記のアからウのうち該当する記号を記入すること。			
なお、その状況は、条例第3条第1項の登録の日（同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降の状況とする。			
ア. 研修受講済み。			
イ. 上記ア以外で、浄化槽管理士免状を取得。			
ウ. 上記ア及びイ以外で、研修受講予定。この場合、受講予定年月日も併せて記載すること。			

を

」

「

4 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及び研修の受講状況	営 業 所 名	浄化槽管理士氏名	研修の受講状況
「研修の受講状況」の欄に、浄化槽管理士ごとに、次のア又はイのうちいずれかの記号を記入すること。			
なお、その状況は、条例第3条第1項の登録の日（同条第3項の規定によりその更新を受けようとする場合にあっては、現在の登録の有効期間の満了の日の翌日）の3年前の日以降の状況とする。			
ア. 研修受講済み。			
イ. 浄化槽管理士免状を取得（アに該当する場合を除く。）			

に改める。

」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第120号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和4年長崎県告示第396号）の一部を次のとおり変更し、令和5年2月28日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>888.500トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>184.600トン</u> 【するめいか】 現行水準 2 略	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和4年4月1日から令和5年3月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【くろまぐろ（小型魚）】 <u>886.900トン</u> 【くろまぐろ（大型魚）】 <u>184.600トン</u> 【するめいか】 現行水準 2 略

長崎県告示第121号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
宇久小値賀第1加入区	大型定置漁業・ぶり飼付漁業（使用する漁船の総トン数が20トン未満であるものをいう。）及びしいらまき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第122号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和5年2月28日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名  
 名 称 佐世保市  
 所 在 地 長崎県佐世保市八幡町1番10号  
 代表者氏名 佐世保市長 朝長 則男  
 代表者住所 長崎県佐世保市八幡町1番10号
- 3 埋立ての区域  
 (1) 位 置 長崎県佐世保市針尾西町546番13に隣接する埋立地の地先  
 (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面積 161.65平方メートル

- 4 埋立地の用途  
海岸保全施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
昭和57年7月12日付け長崎県指令57漁計許第16号
- 6 閲覧場所  
長崎県佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所

### 長崎県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道  
路線名 251号  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市原口町丙990番6地先から 島原市原口町丙990番6地先まで	前	41.4~43.8	25.5	
	後	38.3~45.4	25.5	

### 長崎県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道  
路線名 奥ノ平時津線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市琴海形上町字八町ヶ倉3350番24地先から 長崎市琴海形上町字八町ヶ倉3350番24地先まで	前	11.2~42.4	60.4	
	後	11.2~33.1	60.4	

### 長崎県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
路線名 長崎多良見線

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町本川内郷字壺丁田16番14地先から 西彼杵郡長与町本川内郷字壺丁田26番1地先まで	前	10.9~19.1	94.9	
	後	10.9~36.5	94.9	

## 長崎県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 佐世保世知原線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市田原町93番1地先から 佐世保市田原町115番6地先まで	前	10.6~17.9	55.4	
	後	10.5~17.1	55.4	

## 長崎県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市原口町丙990番6地先から 島原市原口町丙990番6地先まで	令和5年2月28日

## 長崎県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礫石原松尾町停車場線	島原市出の川町甲731番地先から 島原市出の川町甲1576番1地先まで	令和5年2月28日

**長崎県告示第129号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	松浦市御厨町大崎免字雨久保133番4地先から 松浦市御厨町大崎免字雨久保135番3地先まで	令和5年2月28日

**長崎県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 神ノ浦港長浦線	長崎市長浦町字川内1844番4地先から 長崎市長浦町字川内1844番4地先まで	令和5年2月28日

**長崎県告示第131号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市宮摺町988番1地先から 官公有無番地先（長崎市宮摺町907番1）まで	令和5年2月28日

**長崎県告示第132号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐世保世知原線	佐世保市田原町118番1地先から 佐世保市田原町115番6地先まで	令和5年2月28日

**長崎県告示第133号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川堤防と道路との兼用工作物の管理の方法につ

いて協議が成立した。

その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 河川の名称  
二級河川小佐々川水系つづら川
- 2 河川管理施設の名称又は種類  
つづら川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置  
佐世保市小佐々町田原321番1地先から佐世保市小佐々町田原292番1地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所  
氏名 道路管理者 佐世保市長 朝長 則男  
住所 佐世保市八幡町1番10号
- 5 管理の内容  
(1) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕  
(2) 原則として道路専用施設及び護岸に係る災害復旧
- 6 管理の期間  
令和5年2月1日から道路の存続する日まで

## 公 告

### 県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）雲仙2期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
雲仙2期地区県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間  
令和5年2月28日から令和5年3月20日まで
- 3 縦覧場所  
平 日：雲仙市役所 農林水産部 農漁村整備課  
土日祝日：雲仙市役所 当直室

### 港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催（公告）

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、次のとおり港湾隣接地域の指定に関する公聴会を開催する。

令和5年2月28日

時津港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1. 日時

令和5年3月23日（木）午後19時

2. 場所

時津町北部コミュニティセンター 大会議室（時津町日並郷1317番1）

3. 指定予定区域

(1) 時津港 日並地区（1）

① 位置

長崎県西彼杵郡時津町日並郷字白浜634番9から時津町日並郷字釜島3631番2を経て時津町久留里郷字新開1444番に至る区域。

② 区域

次の基点1から基点25まで順次直線で結んだ線、基点1から50度00分に引いた線、基点25から38度50分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。

基準点

長崎県西彼杵郡時津町日並郷1056番1地先町道に設置された3級基準点（3-17）

（北緯32度51分08.07秒、東経129度49分22.06秒）

以下「基準点」という。

基点1	基準点から	353度20分	682mの標示杭
基点2	基点1から	141度30分	36mの標示杭
基点3	基点2から	128度00分	168mの標示杭
基点4	基点3から	144度00分	50mの標示杭
基点5	基点4から	192度00分	64mの標示杭
基点6	基点5から	233度30分	52mの標示杭
基点7	基点6から	186度30分	118mの標示杭
基点8	基点7から	174度30分	58mの標示杭
基点9	基点8から	195度30分	107mの標示杭
基点10	基点9から	86度30分	157mの標示杭
基点11	基点10から	359度10分	120mの標示杭
基点12	基点11から	39度30分	100mの標示杭
基点13	基点12から	129度10分	168mの標示杭
基点14	基点13から	125度00分	26mの標示杭
基点15	基点14から	129度20分	684mの標示杭
基点16	基点15から	225度40分	303mの標示杭
基点17	基点16から	153度40分	127mの標示杭
基点18	基点17から	122度30分	104mの標示杭
基点19	基点18から	210度30分	21mの標示杭
基点20	基点19から	130度40分	60mの標示杭
基点21	基点20から	39度40分	41mの標示杭
基点22	基点21から	350度50分	68mの標示杭
基点23	基点22から	309度00分	146mの標示杭
基点24	基点23から	55度30分	296mの標示杭
基点25	基点24から	129度10分	869mの標示杭

**港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催（公告）**

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、次のとおり港湾隣接地域の指定に関する公聴会を開催する。

令和5年2月28日

時津港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1. 日時

令和5年3月23日（木）午後19時

2. 場所



時津町北部コミュニティセンター 大会議室（時津町日並郷1317番地1）

### 3. 指定予定区域

#### (1) 時津港 日並地区（2）

##### ① 位置

長崎県西彼杵郡時津町久留里郷字新開1439番30に隣接する無番地から時津町久留里郷字合帰1番2を経て時津町久留里郷字岩本282番3に至る区域並びに時津町久留里郷字岩本292番2、292番3、292番7、292番6、292番5に至る区域。

##### ② 区域

次の基点1から基点6まで順次直線で結んだ線、基点1から129度20分に引いた線及び基点6から323度20分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。また、次の基点7と基点8を直線で結んだ線、基点7から309度20分に引いた線及び基点8から339度50分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。

#### 基準点

長崎県西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2212番7に設置された3級基準点（3-14）

（北緯32度50分48.76秒、東経129度49分43.77秒）

以下「基準点」という。

基点1	基準点から	113度30分	1,119mの標示杭
基点2	基点1から	230度50分	240mの標示杭
基点3	基点2から	182度30分	33mの標示杭
基点4	基点3から	93度00分	26mの標示杭
基点5	基点4から	57度50分	94mの標示杭
基点6	基点5から	32度00分	13mの標示杭
基点7	基点6から	65度20分	154mの標示杭
基点8	基点7から	69度50分	307mの標示杭

#### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 特定役務の名称  
財務会計システム運用・維持管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県出納局会計課（財務システム班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3219
- 3 契約方法  
一般競争入札
- 4 落札決定日  
令和5年1月24日
- 5 落札者  
長崎県長崎市尾上町5番6号  
NBC情報システム株式会社 代表取締役 藤原 正義
- 6 落札価格  
85,272,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日  
令和4年12月2日
- 8 落札方式  
総合評価

## 公安委員会規則

確認事務の委託に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

### 長崎県公安委員会規則第5号

確認事務の委託に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

確認事務の委託に関する事務取扱規則（令和4年長崎県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号、別記様式第12号（裏）及び別記様式第18号中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第11号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項の規定に基づき、運転免許取得者等教育の認定をしたので、法第108条の32の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年2月28日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

1 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

(1) 株式会社かんこう自動車学校

諫早市栗面町280番地

代表取締役 烏山 豊福

(2) 株式会社共立自動車学校

佐世保市椎木町320番地

代表取締役 長島 正

2 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地

次の表に掲げるとおり

前記1の番号	施設の名称	施設の所在地
(1)	かんこう自動車学校	諫早市栗面町280番地
(2)	壱岐市自動車教習所	壱岐市郷ノ浦町田中触991番地1
	対馬市巖原自動車教習所	対馬市巖原町久田416番地
	対馬市教育委員会上県地区公民館	対馬市上県町佐須奈甲567番地3

3 運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

次の表に掲げるとおり

前記1の番号	方法の区分	方法の名称
	運転免許取得者等教育の認定に関する規則	

(1)及び(2)	(平成12年国家公安委員会規則第4号)第1条第3号	高齢者講習同等教育
----------	---------------------------	-----------

4 認定をした年月日  
令和5年2月16日

**長崎県公安委員会告示第12号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の3第1項の規定に基づき、運転免許取得者等検査の認定をしたので、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年2月28日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 1 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
  - (1) 株式会社かんこう自動車学校  
諫早市栗面町280番地  
代表取締役 烏山 豊福
  - (2) 株式会社共立自動車学校  
佐世保市椎木町320番地  
代表取締役 長島 正
- 2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地  
次の表に掲げるとおり

前記1の番号	施設の名称	施設の所在地
(1)	かんこう自動車学校	諫早市栗面町280番地
(2)	壱岐市自動車教習所	壱岐市郷ノ浦町田中触991番地1
	対馬市巖原自動車教習所	対馬市巖原町久田416番地
	対馬市教育委員会上県地区公民館	対馬市上県町佐須奈甲567番地3

- 3 運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称  
次の表に掲げるとおり

前記1の番号	方法の区分	方法の名称
(1)及び(2)	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第1条第1号	認知機能検査同等検査
	認定検査規則第1条第2号	運転技能検査同等検査

4 認定をした年月日  
令和5年2月16日

**長崎県公安委員会告示第13号**

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日を次のように告示する。

令和5年2月28日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 1 手続等の根拠となる法令の名称及び条項

名 称	条 項
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条
	第28条第2項並びに同条第3項（同項第1号イ及び第2号イを除く。）
	第31条第1項
	第32条
	第33条第1項
	第41条

- 2 使用を開始する日  
令和5年3月1日

**長崎県公安委員会告示第14号**

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置及び第5条ただし書に規定する措置を次のように定める。

令和5年2月28日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 公安委員会等は、規則第4条第3項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。
- 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下「申請部分」という。）をインターネットにおいてあらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置とする。
- 規則第5条ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表（3、4関係）

法 令 等	規 定
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）	第26条
	第28条第2項並びに同条第3項（同項第1号イ及び第2号イを除く。）
	第31条第1項
	第32条

	第33条第1項
	第41条

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト